

令和4年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和4年9月6日（火） 午前9時28分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（9月6日～30日 25日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 同意第53号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第8 同意第54号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めること

		について
日程第9	同意第55号	多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第56号	多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	同意第57号	多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	報告第58号	令和3年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について
日程第13	議案第59号	多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第60号	多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第61号	多賀町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第62号	令和4年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について
日程第17	議案第63号	令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第18	議案第64号	令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第19	認定第65号	令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第66号	令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第67号	令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第68号	令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第69号	令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第70号	令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第71号	令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第72号	令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出

		決算の認定について
日程第27	認定第73号	令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理 特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第74号	令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第29	認定第75号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決 算の認定について
日程第30	認定第76号	令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
日程第31	発議第3号	多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正す る条例について
日程第32	請願第4号	ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願
日程第33	請願第5号	高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願

(開会 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年9月第3回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(松居亘君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案5件、報告案1件、議案6件、認定案12件であります。また、議会より提出いたしました案件は、発議1件、請願2件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時28分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

10番 山口久男議員 11番 大橋富造議員
を指名いたします。

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月30日開催の議会運営委員会において、本日9月6日から30日までの25日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から30日までの25日間に決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の4点について報告いたします。

第1点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願2件を受理しました。

第2点目は、6月、7月、8月に実施された出納検査、定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第3点目は、8月に実施された基金運用審査、決算審査、健全化判断比率等審査の結果については、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第4点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員

派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和4年9月第3回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、春には終息へ向かうのかと思われました新型コロナウイルス感染症は、7月に入ってから全国的な規模で第7波が急拡大しております。オミクロン株BA5という変異株の感染力は非常に強く、多賀町におきましても感染者数は連日10人を超え、8月末時点で累計の感染者数が800人を超えました。実に町民の方の1割が感染している状況となっております。現在のところ、国や県からは行動制限の要請は出されておられません。滋賀県ではコロナとのつきあい方滋賀プランで、去る7月13日にレベル2へ警戒を強化すべきレベルへと移行されています。多賀町といたしましても、国や県からの情報を基に、皆様に感染拡大防止へのご協力をお願いしてまいりますが、現時点では、基本的な感染症予防対策を徹底した上で日々の活動を続けることが求められております。手洗い、うがい、マスクの着用、3密の回避、小まめな換気など、感染防止に有効と言われております基本的な対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。うつさない、うつらない配慮をみんなで徹底していく必要がありますので、町民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、そのような気持ちの晴れない重苦しい日々が続いておりますが、多賀町の子どもたちが多方面で活躍を頂いております。多賀中学3年生、辻琉沙さんが第5回世界野球ソフトボール連盟主催のU-15ワールドカップベースボールメキシコ大会に日本代表選手20人のうちの1人として選出をされ、8月末から9月初旬に現地で行われた大会に出場されました。競争の厳しい中で仲間とともに世界を経験するという貴重な体験をされ、今後、後を追うであろう子どもたちの目標になるのではないかと感じているところであります。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、同意案件5件、報告案件1件はじめ、合わせて24件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重審議をお願いし、適切にご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは開会に当たりまして、本日提出をいたしました議案のうち、令和3年度一般会計決算の概要および主要施策の実施状況ならびに最近の行政の現状について、ご報告申し上げます。

まず、決算の概要と主要施策についてであります。後ほど会計管理者から決算額についての説明がございますので、概要のみ申し上げます。

一般会計決算の歳入決算額は56億9,370万円、これに対する歳出決算額は53億9,103万円となり、歳入歳出差引額3億267万円であります。このうち、繰越事業に充てる財源6,271万円を除いた実質収支2億3,996万円となりました。令和3年度の町税の決算額は16億8,525万円となり、歳入全体の29.6%を占める大きな財源でございますが、前年度と比較しますと1億703万円、6.0%という大きな減収となっております。前年度決算におきましても、町税収入の減少が顕著でありましたので、2期連続の減収という結果となっております。このような厳しい状況ではありますが、町税全体の収納率は99.31%とほぼ前年並みの収納率を維持することができ、町民の皆様や企業の皆様の高い納税意識に感謝申し上げます。引き続き健全な財政運営と、将来を見据えた施策展開の両輪で行政運営を進めてまいります。

次に、令和3年度実施しました主な事業であります。

今年度も住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金の交付などのコロナ対策事業を実施してまいりましたが、ほかでは、1件200万円を限度に助成する農業用機械等導入支援事業を創設し、農業従事者確保に向けた取組により持続可能な農業を目指してまいります。また、多賀幼稚園のこども園化や新たな都市公園の設計業務に着手するなど、子育て世帯の増加に合わせ、子どもの育ち、充実した居場所を確保する取組を行いました。

そのほか、昨年度は今まで経験したことがない大雨と大雪に見舞われた年ともなりました。お盆のさなかでの大雨、年末年始の大雪と、2度にわたり町内に大きな被害が出ました。これらの復旧をいち早く行うとともに、被害を受けられた方々へ、少しでも現状復旧に向けた後押しができるよう、被災住宅修繕緊急支援事業を立ち上げ、住民の方々への支援を開始しました。

このように令和3年度におきましては、コロナ対策を中心とした事業を行いながらも、将来に向けての投資や災害対応など、幅広い分野におきまして事業を展開してまいりました。

これらのことにより、令和3年度の決算額は、歳入歳出とも令和2年度に次ぐ過去2番目の決算額となっております。

以上、令和3年度の決算の概要を申し上げます。

続いて、最近の行政事情について、ご報告いたします。

企画課所管では、(仮称)結いの森公園整備事業におきまして、6月に具体的な公園の計画図をお示しし、広く皆さんからのご意見を求める意見募集をさせていただきました。この意見募集におきましては、様々なご意見を頂戴しておりますが、中でも直接対面での意見交換を望まれる声もあったことから、7月には意見交換会を開催し、遊具、

ビオトープ、トイレ、管理方法などについて数多くの意見が出されました。それらの意見も参考にしながら計画を固め、早い段階で広くお示しする予定であります。この意見交換会を通じ、多くの方が公園に対する関心をお持ちで、また期待されていることを強く感じたところであります。今後も、地域の皆さんとともに「人・地域・自然を結び、愛される公園」を目指し、着実に事業を進めてまいります。

次に、大滝の活性化では、NPO法人おおたき里づくりネットワークにおいておおたき給食弁当が始まり、地域の皆さんの温かいご理解とご協力を得ながら、毎回100食を販売し、地域のつながりが深まっていると感じているところであります。また、新たに県立大学の学生、大滝山林組合、民間の事業者の協力を得て、子どもの居場所づくり／みんなの食堂の取組が大瀧神社旧宮司宅を拠点に始まりました。まずは、日曜日の子どもの居場所づくりを目指すもので、今後の地域の活性化につながることを期待し、行政も引き続き支援をしてまいります。

税務住民課所管では、マイナンバーカードの交付状況について報告します。本年8月末の交付件数は3,127件で全体の41.8%となりました。最大2万円のマイナポイントがもらえる制度を設けて、マイナンバーカードのさらなる普及に向けて取組が進められていますが、その制度が利用できる申請期限も9月末となっております。ぜひこの機会を活用してマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

福祉保健課所管では、健康増進係におきまして、現在、令和4年度の特定健診、がん検診を実施しております。令和3年度の健診が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期になったことや第7波の感染拡大により、健診受診者数が例年より少ない状況であります。健康維持増進のためには、まず毎年健診を受けていただくことが重要であります。ぜひ多くの方に健診を受けていただけるよう、対象者の方々には、はがきや電話で受診勧奨を呼びかけるところであります。

また、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、4回目の集団接種を実施中です。9月1日現在での3回目の接種者数は5,212人、接種率69.5%、4回目の接種者数は1,329人です。当初、4回目の接種期間は9月30日としておりましたが、今後、接種期間を延長し追加の接種機会を設け、4回目の対象者だけでなく、3回目をまだ接種できていない方にも接種できる機会を提供していく予定であります。

次に、産業環境課所管です。環境関係では、新しい取組として、10月から大滝たきのみやこども園に大型生ごみ処理機を設置し、生ごみの減量や堆肥化への生ごみ処理モデル事業を行います。こども園に通う園児の登園、降園という生活の流れを利用して各家庭から出る生ごみを回収し、堆肥化することで生ごみの減量を行うもので、生ごみからできた堆肥は、有機肥料として大滝たきのみやこども園や地域の畑で利用いただきます。引き続き、町民、行政が連携して、環境に配慮した取組を積極的に進めてまいります。

農業関係では、特産物の振興におきまして、3年前から取組を始めた省力栽培に

よるシャインマスカットの特産物化につきまして、本年になりようやく果実の収穫ができる状況となりました。8月22日は栽培農家同士で出来映えを確認され、指導担当の県の普及員からの評価も高く、非常に期待しているところです。今後、生産農家とともにネーミングや出荷規格を定め、来年からは多賀の新たな特産物として戦略的に販売できるように取組を進めてまいりたいと考えております。

また、そのほか新しい取組として、近年、新たに農業経営を目指す方が増えておりますが、農業者同士が相談や意見交換を行える場がなく、また、販路開拓で悩む農業者もおられるのが現状であります。一方、町内の飲食店舗も増えており地産地消、特産物の利用を求める店舗も少なくはありません。このような状況を踏まえ、両者が集える仕組みをつくり、町内における農業および商業の振興を図ってまいりたいと考えております。今月末に意見交換会を開催し、取組を進めていく予定であります。

林業関係では、先日、知事や市町の首長が一同に会する会議が開かれ、その場で、木材利用や若手林業者育成の観点からも、今後、搬出間伐だけでなく皆伐、再造林を進め、林齢のバランスが取れた山づくりのための仕組みについて、滋賀県だけでなく各市町と連携して取り組む必要性を私自身が首長会で説明してまいりました。そのほか、山が持つ二酸化炭素の吸収力や保水力など、山は多くの人に恩恵を与えています。そのことに改めて目を向けていただき、山があるなしにかかわらず、行政全体が関与する必要性があることを山を抱える多賀町として引き続き訴えてまいりたいと考えております。

獣害関係では、昨年4月より停止をしておりました有害鳥獣駆除業務についても、安全対策をしっかりと行った上で、9月中の再開を目指して関係者との最終調整を行っているところであります。

最後に、教育委員会所管では、初めに、就学前教育の充実、待機児童対策として整備を進めております新しいこども園の整備事業であります。園の名称について、久徳うぐいすこども園と決定させていただきました。選考に当たり案を募集しましたところ、多賀町内外より27件の応募がありました。うぐいすは多賀町の鳥にも指定されており、子どもたちが安全に幸せに成長してほしいという願いを込めて園名として採用したものであります。園舎本体工事については、現在、基礎工事に着手しており、来年度の開園に向け、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、今年度、議会の皆様の協力を得て、3年ぶりに多賀町子ども議会を7月29日に開催しました。子ども議員10名と多賀町の取組について活発な質疑を行うことができました。また、9月3日には本年度の土曜講座サタスタを開講しました。この講座は毎年好評を得ており、今年度の受講生は31名となりました。中学生の学力向上を目的に、3月まで多賀中学校を会場に開催する予定であります。

次に、生涯学習課所管であります。初めに、8月6日に鹿児島県日置市より、コロナ禍の影響で中止となっていました関ヶ原戦跡踏破隊が3年ぶりに来られました。以前は五僧で歓迎式典を行っていましたが、今年度より栗栖の調宮神社にて歓迎式典を行

いました。宿泊場所も多賀結いの森に変更となりましたが、参加された日置市の皆さんには「木の香りは疲れた心を和ませ、疲れた体を癒すことができる」との感想を頂き、木造建築の良さを改めて感じたところでもあります。

また、多賀町人権教育推進リーダー研修会の第1回目を7月27日に、第2回は8月25日の午後と夜間の2部制で実施しました。生涯学習課におきましても、コロナ禍による事業や会議を中止するのではなく、住民の皆様へ安全安心な教育の機会が提供できるよう感染対策を工夫しながら取組を進めてまいります。

以上、9月定例会の開会に当たり、令和3年度の決算の概要と行政の近況についてご報告を申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきました議案の内容につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） これで行政報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会は、令和4年7月12日午前9時から12時まで、委員全員と執行者側より町長、副町長、福祉保健課長、小菅課長補佐、森係長、沢主査の出席を求め事務調査を行いました。その結果を会議規則の規定により報告いたします。

このコロナ禍の議会のため、簡単に報告をいたします。まず、今回の調査は、先ほども町長が話されたとおり、コロナ感染者の増加により、新型コロナワクチンの接種について。また、今後ますます高齢者が増加することによる介護保険事業の地域包括ケアシステムについて。また、地域包括支援センターの充実が必要になる。社会福祉協議会、民生児童委員との連携が必要になる。その対応について。また、障害者福祉法および障がい者自立支援についてを行いました。また、児童手当の推移、出産奨励祝金、また各種がん検診、予防接種事業で、昨年度の実績と今後の方針を聞きました。

まずは1つ目、先ほども町長から話がありましたとおり、新型コロナワクチン4回目の接種について、3回目の終了者は60歳までの方は2,264人、69%、60歳以上は2,653人、90.5%、9月30日までに5か月を過ぎる人は2,486人である。また、4回目の予約状況は7月8日時点で1,556人であり、60.3%である。また、8月19、26、29、9月3日のファイザー製ワクチン接種については、そこに集中をしているという説明を受けました。

また、介護保険事業（地域包括ケアシステム）については、令和4年6月時点で65歳以上の人口は2,514人で、高齢化率は33.5%である。令和3年10月末時点で要支援、要介護認定者数は355人で、認定率は14.3%で、滋賀県下では一番低い認定率になっており、滋賀県の認定率、また全国の認定率より3.5から4.5%少ないという話でありました。

給付費も前年度0.4%減、2年連続下がっており、令和3年度は約7億2,050万円になっているという説明を受けました。

地域包括ケアシステムについて、介護や支援が必要になっても、自宅での生活を中心に地域で自立した日常生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に医療、保険、福祉、地域活動、介護などの連携を強化し、地域で支え合いを実現するためのネットワーク体制の整備を進めると説明がありました。

高齢者がますます増加する。地域包括支援センターの役割が非常に大きくなっている。現体制はの質問に対し、現在は職員の社会福祉士、保健師、任用職員2名の体制で従事しているとの答弁がありました。

職員の退職もあり現行の体制ではほかの職員に負担が多いのでは対しまして、副町長は来年度採用に保健師の採用に向けて社会福祉士の募集をしているとの答弁がありました。

また、地域包括支援センターに対して、社会福祉協議会、民生児童委員などの連携が必要と思われる。対応についても質疑を行いました。

民生委員児童委員協議会は、毎月1回定例会を開催しており、福祉保健課長および担当者、社会福祉協議会事務局長が出席し、民生委員児童委員協議会や町、社協の各事業について情報共有を図り、地域の課題や活動についての情報交換や地域福祉活動に必要な研修をしているとの答弁がありました。

また、個別のケースについては、お互いに随時相談し情報の共有を図り、必要であれば訪問したり、ケース検討会を開催し、必要な支援に努めている。特に、見回りが必要な独り暮らしの高齢者については、社会福祉協議会の担当者が定期的に訪問し、地域の民生委員さんをはじめ住民の方々の温かい支援と介護サービスを受けることにより、認知症が重度であっても、本人のご希望どおり独り暮らしを継続されているケースもあると説明がありました。

また、困窮の相談があれば、滋賀県から社会困窮者自立支援事業を受託している多賀町社会福祉協議会とともに聞き取りを行い、生活困窮者自立支援制度の利用により解決策が提案できる場合は社協につなぎ、生活保護に該当する場合は、滋賀県健康福祉事務所につないでいると答弁がありました。

新型コロナウイルスの影響を受け、生活資金にお困りの方には、総合支援資金特例貸付制度の相談の受付、手続の支援も社協が対応しているとの答弁がありました。

ヤングケアラーについては、まだまだ学校、地域住民、関係機関でも十分理解できて

いる状況ではないため、今年10月頃には多賀町民生委員児童委員協議会で研修会を計画していると説明がありました。

また、障がい者自立支援についてを説明を求めました。

障がい者とは、障害者手帳を持っている人に限らず、町内に暮らす全ての障がいのある人を指す。障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障がいのある人に必要な支援や勘案すべき事項を踏まえて支給決定される自立支援給付と市町が創意工夫により利用者の方々の状況に柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別される。

また、児童福祉法に基づくサービスは、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）、障がい児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児入所支援があるという説明を受けました。

障がい福祉サービスの令和3年度の利用状況は、訪問系サービス（居宅介護等）では、一月当たり15人の利用で148時間、日中活動系サービスでは、生活介護一月当たり20人、就労継続支援B型は一月当たり17人の利用となっているとの説明を受けました。

居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が一月当たり5人、施設入所支援が一月当たり11人、計画相談支援は一月当たり16人の利用になっている。市町の独自事業である地域生活支援事業必須事業のうち、日常生活用具給付等事業の排泄管理支援事業183件、移動支援事業一月当たり4人、任意事業の日中一次支援事業の契約事業所は7か所で、一月当たり延べ80人の利用者があったと説明を受けました。

障がい児通所支援および障がい児相談支援は、放課後デイサービスが一月当たり13人、児童発達支援が一月当たり6人の利用であったと報告を受けました。

多賀町独自の事業として、令和4年度から多賀町中度・軽度知的障害者社会生活支援補助金事業を行っている。この事業は療育手帳Bの判定を受けている方、またはその家族が支払った軽自動車税または自動車税相当額を上限1万2,900円を補助するものであります。

また、多賀町腎臓機能障害者通院費補助金事業は、腎臓機能障がいによる身体障害者手帳を交付を受けて人工透析療法による医療を受けている方で通院医療機関による送迎サービスが利用できないなど特別な事情がある方に対して、1か月上限1万円を補助する事業であり、令和3年度では利用者は1名おられるとの説明を受けました。

障がい者グループホームの建設の話があったが、現在はどのようになっているか。町、障がい者団体との関係はとの質問に対しましては、グループホームについては、社会福祉法人杉の子が主体となって取り組んでおられる。国に補助金を申請されましたが、今年は採択されませんでした。再度申請されます建設計画の委員会には杉の子の理事長、杉の子作業所の同法人のほかの事業の管理者、町からは沢主査、杉の子会理事の民生委員の障がい者部会の小山部長が参加しているという話がありました。ホームの建設補助金は国が2分の1、県が4分の1、残りは自己資金であるとの答弁がありました。

児童手当の推移、また出産奨励金、各種がん検診、予防接種については昨年度の実績を求めました。

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している方に支給される手当で、3歳未満が1万5,000円、3歳から小学校終了前までの第1子、第2子が1万円、第3子が1万5,000円、中学生が1万円となる。受給者数は、令和元年度から600人を超え、令和3年度は615人である。

出産奨励祝金は、子育て家庭における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み、余裕を持って子育てできる環境整備を図り、子育てに寄与することを目的に実施する多賀町次世代育成支援の一事業である。第3子から1人5万円、第4子以降は10万円の支給となっており、令和3年度の実績は第3子が15人、第4子は3人と伸びている。

以上、説明を受けました。

各種がん検診は、令和2年度のコロナの関係で減少してきましたが、令和3年度は大きく伸びております。胃がん検診が280人、子宮頸がんが301人、乳がん250人、大腸がんは529人、肺がんは380人が検診を受けたと説明を受けました。

予防接種は、予防接種法によりA類疾病とB類疾病に分かれている。A類疾病は、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置き、国の積極的な勧奨があり、本人には努力義務がある。

令和3年度の実績は、ヒブワクチン217人、小児用肺炎球菌ワクチン215人、B型肝炎ワクチン152人、4種混合ワクチンは230人、日本脳炎ワクチンは178人、ロタウイルスワクチンは125人、結核45人、麻疹風疹混合は131人、水痘は136人の接種者である。

また、B型疾病では、個人予防を重点に置いておくことであり、多賀町は高齢者向けの季節性インフルエンザワクチン1,930人、高齢者の肺炎球菌ワクチン66人の接種者がありましたと説明がありました。

多賀町次世代育成支援事業の出産奨励祝金の値上げなどの変更は考えていないかの質問に対し、副町長は、値上げを考えていない。名称が今の時代にマッチしないので、時代に合った名称を検討するとの答弁がありました。

以上で閉会中の福祉保健課に係る調査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の調査報告を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

去る7月19日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より町長、副町長、産業環境課長補佐、同係長の出席を求め、委員会を開きました。（1）今後の林業の在り方について、（2）観光行政についての2点について所管事務調査を行いました。

（1）今後の林業の在り方について、木材価格の低迷や後継者不足などにより森林所有者の林業への関心が低下しており、森林の育成はもとより、放置された森林の荒廃が見受けられる。森林は、木材や林産物の供給のほか防災や地球温暖化防止への貢献など多様な恩恵をもたらしている。CO₂の吸収と固定、農山村の活性化のためにも健全な森林を維持、継承していくことが次世代への責務であるとしています。

林業行政の取組について、①森林境界明確化の推進として、佐目区、南後谷区、杉区、入谷区にて今年度実施。②森林経営管理の推進として、放置林防止対策境界明確化事業。③林業基盤の整備として、林道整備事業、造林事業の実施。④間伐等森林整備の推進として、搬出間伐実施や森林整備支援事業として大滝山林組合への補助。⑤獣害対策。⑥新たな木材産業の確立として、原木土場の整備、木材乾燥施設、木材加工機械の導入。⑦木材の消費拡大として、木製品の開発や販売戦略の検討、町産材木材消費の支援。⑧森林、林業、木材産業に関する普及啓発として、森林環境学習事業、地方再生事業について説明を受けました。なお、原木流通土場の現地視察を行う予定でありましたが、大雨警報が出されたため現地視察は中止をいたしました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

放置林防止対策境界明確化事業の入谷区は、令和2年度で終わっているのではないかと。なぜ令和4年度も実施されているのかとの質疑に対し、本来であれば、令和3年度で終わる予定でありました。昨年度中に仮くいを打ち、最終的にGPSの測量という形で終了する予定でしたが、雪でGPSの測量を次年度に送らざるを得ない状況になりました。作業は完了しているのですが、最終的に測量をさせていただく必要がありますとの答弁がありました。

佐目、南後谷区は、令和4年度事業となっているが、継続実施となるのかとの質疑に対し、佐目区は搬出間伐ができる場所と所有者が比較的明らかになっている場所をまず実施していきながら少しずつ進めていく。何年度で完成というわけではなく、鋭意続けていくつもりですとの答弁がありました。

原木流通土場の運用、採算についての現状はどうかとの質疑に対して、原木土場の運営の在り方について、引き続き検討していきたい。原木流通土場の運用については、1日中仕分をしてもなかなか追いつかない状況である。杉の原木の立米単価が、以前は1万2,000円から1万5,000円ぐらいであったのが、1万8,000円程度に上がっています。ヒノキは立米当たり1万7,000円ぐらいで取引されていたのが2万2,000円程度に値上がりしています。また、コストについては削減でき、採算は取れて

いるとの答弁がありました。

現在、植林についての補助はないが復活することはできないのかとの質疑に対し、関連事業の森林多面的機能維持交付金189万7,000円の中には、間伐材だけではなく、再造林に関する費用も含んでいる。県では皆伐してから、あまり花粉ができない杉の苗を植える場合に新たな補助金も創設されたとの答弁がありました。

境界明確化事業について町の関わりはどうかとの質疑に対し、事業主体については、区や各集落の造林組合等々が事業主体になっていただいている。多賀町の取組、協力の方法としては、境界明確化をしたい地域の山の合成公図を県の協力を得て作成し、所有者情報、登記簿情報を調べ、集落へ提供させていただいている。あわせて、森林組合の協力を得ることで施業履歴等々も区へ提供していただいて、なるべくやりやすい状況で作業をし、事業主体、森林組合、町の三者で行っているとの答弁がありました。意向調査はどうかとの質疑に対し、境界が分かったところから随時やっていきたいとの答弁がありました。

グラップルの使用料など乾燥施設の今後の在り方についてはどうかの質疑に対し、今は無償での使用貸借契約となっておりますが、壊れた場合の修繕につきましては、使用される方に負担をしていただく必要がありますし、乾燥施設等々につきましても、しっかりとあるべき姿で管理を引き継いでいかなければならないと思っているとの答弁がありました。

造林事業435万円の予算について対象樹木と植栽はどうかとの質疑に対し、人工造林の対象樹木は杉、ヒノキ、松、広葉樹はクヌギ、コナラなどであるとの答弁がありました。森林環境譲与税の使い道はどうかの質疑に対し、令和4年度から最終交付額は、多賀町全体で3,200万円余りが交付されることになる。多賀の林業振興に役立てていきたいと考えている。私有林人口林面積割が5、林業就業者数割が2、人口割が3で交付された場合は3,200万円程度ということになるとの答弁がありました。

続きまして、観光行政について、多賀町における観光は、情報発信はしているが、各団体や施設との情報共有の不足、Wi-Fi環境の整備の遅れ、地域資源を活用したツアーの参加が少ない、新たな地域資源の周知、観光ボランティアガイドの育成などの課題がある。

観光の取組について、①観光情報の発信強化として、効果的なPR。②快適な周遊、滞在期間延長。③誘客の促進。④地域資源を活かした観光ネットワークの強化。⑤観光ガイドの人材・団体の育成。⑥多賀エコミュージアム構想の推進についての説明がありました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

レンタサイクルの活用状況はどうか。レンタサイクルのニーズは当初と比べてどうかとの質疑に対し、コロナ禍で利用者自体は減ってきている。観光協会からの報告では、各月で3組から5組ぐらいの利用はあり、利用の状況は多賀町内で完結するレンタ

サイクルの利用者もおられますが、他の市町での乗り捨てが可能となっており、例えば多賀から豊郷のレンタサイクルの観光案内所で乗り捨てて帰っていただくということができ、引取りも月に1、2件はあるとの答弁がありました。

次、ピワイチについてはどうかの質疑に対し、広域連携の強化の関連予算の中のビクターズビューロー負担金であり、滋賀県内の広域で取り組む観光協議会になっており、その取組の施策の1つにピワイチの取組があります。ピワイチの取組の中で各市町が提案をするというような形になっており、その中で多賀町内の観光マップや、自転車をお持ちでない方でも多賀でサイクリングを楽しんでいただくための施策として、このレンタサイクルがありますとの答弁がありました。

W i - F i の環境はどうかの質疑に対し、多賀の観光案内所、多賀大社前駅の観光案内所、あと公共施設ではあけぼのパーク、中央公民館多賀結いの森に整備されており、さらに昨年補正予算でたかとり山ふれあい公園のバンガローなどにW i - F i 環境を整備させていただきましたとの答弁がありました。

S N S を活用し観光誘致を積極的にやるとかホームページの充実についてはどうかの質疑に対し、観光情報などW i - F i を通じてインターネットで検索されることが多いことや、その場で撮った写真をすぐにS N S にアップしたいため、W i - F i 環境が整備されているかどうかを重視しておられます。ただ、その一方でインターネットを扱えない世代の方々にも多賀町に訪れていただきたいことから、パンフレットの整備と両方を充実させていきたいと考えている。ホームページの集約化についても情報が点在しているような状況であり、多賀観光協会とも連携し、観光情報を収集、集約するシステムの構築に取り組みたいとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 「同意第53号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第53号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

平成28年10月1日から教育長としてご尽力を頂いております山中健一氏は、本年9月30日をもって任期が満了となります。これまでの間、山中氏におかれましては、教育行政に関してすぐれた識見を発揮していただき、教育への熱い思いと強いリーダーシップの下、子どもたちの健全な育成および学力向上、町内教職員の資質、能力の向上に多大なご貢献を頂いております。現在は、多賀幼稚園のこども園化に向けての整備事業に取り組んでいただいているほか、長期的な視点に立ち、多賀町におけるこれからの小中学校の在り方についても検討を始めていただいております。さらには、学校と家庭、地域が連携協力した取組も積極的に推進いただいております。その業績は高く評価するものでございます。

以上のことから、教育長には山中健一氏が最適任者と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案を申し上げます。同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第53号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第53号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第8 「同意第54号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第54号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

平成28年6月27日より6年3か月にわたり教育委員としてご尽力いただいております森清美氏は、本年9月30日をもって任期満了となり、退任されることとなりました。

た。森氏には、教育委員として、自身の保育現場での経験を生かし、熱意を持って職務に当たっていただいたご功績に感謝いたすところでございます。

後任には、人格が高潔で児童福祉、就学前教育の分野において広い識見と熱意をお持ちの豊原真人氏を適任者と考えます。豊原氏は、令和3年4月より彦根市にあります社会福祉法人慈水会めぐみ保育園の園長を務められているほか、多賀中学校のPTA会長、令和3年6月から多賀町社会福祉協議会の理事に就任され、当町の福祉、教育の発展にご尽力を頂いているところであります。

豊原氏には、このような幅広い経験と知見を生かし、当町の教育行政に対して適切な指導、提言を行っていただけるものと考えております。

以上のことから、教育委員として豊原氏を適任者と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案を申し上げますので、同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第54号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第54号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第9 「同意第55号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第11 「同意第57号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、いずれも多賀町多賀財産区管理会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第55号から同意第57号の多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて、併せてご説明を申し上げます。

多賀財産区管理会は5人の委員で構成され、今日まで財産区管理会の運営と山林経営にご尽力いただいておりますが、うち1名の委員の任期が本年12月11日、2名の方

が本年12月20日をもって満了することとなります。これまで熱意をもって運営に当たっていただきました3名の委員の方々のご功労に対しまして、深く感謝の意を申し上げます。

今回の改選に当たりましては、長きにわたりご尽力いただいております宮野佐喜次氏および山本登英氏のお二人がこのたびの任期満了をもって退任いただくこととなり、もう1名の委員につきましては、引き続き選任をお願いしたいと考えております。

選任におきましては、当該地域において山林の管理に深い知識をお持ちである方々をお願いいたしたく、同意第55号では多賀町大字栗栖469番地、桂善蔵氏を引き続き選任し、同意第56号では多賀町大字土田629番地夏原広和氏を、同意第57号では多賀町大字四手925番地、近藤敏昭氏のお二人を新たに地域からの推薦に基づき選任いたしたく、多賀町多賀財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより、3案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「同意第55号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第55号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第55号は同意することに決定しました。

次に、「同意第56号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第56号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第56号は同意することに決定しました。

次に、「同意第57号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めること

について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第57号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、同意第57号は同意することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第12 「報告第58号 令和3年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「報告第58号 令和3年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」、ご説明を申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率および資金不足比率について報告するものでございます。この指標は、毎年度、決算ごとに算定をし、監査委員の審査に付した上で議会に報告をし公表しなければならないとされておりますので、令和3年度の各会計決算による指標を別紙の監査委員の意見を付けて報告をさせていただきます。

まず、健全化判断比率の指標で、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、いずれの会計におきましても収支が黒字決算となっていることから、数値には表れておりません。

また、実質公債費比率は、前年度から0.1ポイント減少して7.3%と改善をしております。

将来負担比率におきましても30.9ポイント減少して22.3%と改善が見られ、いずれの算定結果も早期健全化基準を下回っております。

なお、将来負担比率が大きく改善いたしました主な理由でございますが、下水道事業会計を特別会計から企業会計へと移行したことによる繰入金の会計処理の変更によるものでございます。

次に、資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足額がなく、数値には表れておりません。

このように、令和3年度の算定数値から健全財政を維持できたところでございますが、

今後におきましても、重要な意義を持つ財政指標の数値に留意して財政の健全化を堅持してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第58号 令和3年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 日程第13 「議案第59号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 「議案第59号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

令和4年5月2日に公布されました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律では、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が一層容易となる改正がなされ、地方公務員については、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、地方公務員の非常勤職員においても介護休業の取得要件の緩和についての法律改正が行われました。

それを受け、今回の条例改正におきましては、主に非常勤職員における制限を緩和するための改正を行うものであり、法律の趣旨に則り、育児休業取得を柔軟にすることにより、男性女性にかかわらず子育てしやすい環境を整えるための改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第2条育児休業をすることができない職員を定める条の第3号において、「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に文言を改め、アの（ア）において、従来「1歳6ヶ月まで」であったものを、子の誕生日から57日間以内の育児休業については「子の誕生日から57日目より6ヶ月経過する日まで」に、引き続いて採用されないことが明らかでない場合は育児休業が取得できるものに緩和をし、2条第3号イの（ア）（イ）においては、改正前の3号（イ）、（ウ）の文言の整理を行ったものです。

2条の3、第3号において、従来非常勤職員の育児休業が特別な事情に該当し、1歳6ヶ月まで育児休業を取得する場合、必ず1歳の翌日を育児休業の初日として取得する、という要件を緩和し、1歳の翌日を初日としない取得を可能としております。

2条の3第3号ア、イ、ウ、エにおいては、従来からの要件の文言整理を行っております。

2条の4におきましては、従来非常勤職員が特別な事情に該当し、2歳まで育児休業を取得する場合、必ず1歳6か月の翌日を育児休業の初日とするという要件を今回緩和し、1歳6か月を初日としない取得を可能としたものでございます。

2条の4(1)から(4)において、従来からの要件の文言整理を行っております。

第3条では、育児休業法第2条第1項のただし書の条例で定める特別な事情を定め、第5号において、従来は育児休業等計画書の提出を求めていたものを廃止し、5号以下を繰り上げるものでございます。

第3条の2においては、育児休業が取得できる人事院規則で定める期間を条例で定める必要があることから、57日間として期間を定めております。

第10条第6号においては、さきの第3条において廃止する育児休業等計画書に代わり育児短時間勤務計画書の提出を求めるように改めるものでございます。

付則では、この条例は令和4年10月1日から施行するとし、経過措置として、本条例の改正前に育児休業等計画書を提出している場合においては、改正前の第3条の第5号に係る部分、および第10条の第6号に係る部分について、従前の例によるものとするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第59号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第60号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第60号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が令和4年1月1日に施行され、窓口負担割合の見直しについては、令和4年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。

第2条第6号イでは、定義について表現を明確にするために改正を行うものでございます。

第3条第2項第2号アにつきましては、第2号イの改正に合わせて表現を改めるものです。

第2号イにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正で、窓口負担の見直しをされ、法第67条に号が追加されたことに伴い改正をするものでございます。

第8条は、町外からの転入の場合について、助成期間の表現を明確にするために改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第60号 多賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第15 「議案第61号 多賀町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第61号 多賀町老人福祉医療費助成条例の一

部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が令和4年1月1日に施行され、窓口負担割合の見直しについては、令和4年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書12ページをお願いいたします。

第2条第1号イでは、定義について表現を明確にするために改正を行うものでございます。

第3条第1項第1号につきましては、第2号の改正に合わせて表現を改めるものでございます。

第2号につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正で、窓口負担の見直しをされ、法第67条に号が追加されたことに伴う改正でございます。

第8条は、町外からの転入の場合について、助成期間の表現を明確にするために改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第61号 多賀町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第62号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、今季の除雪対策の構築経費やサルの頭数が多い

地域での個体数調整計画費など新たな行政需要やスマートインターチェンジあるいは認定こども園の整備事業など各所管において当初予算あるいは事業計画を調整したもので、15ページ、第1条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額に1億2,403万2,000円を増額し、結果、歳入歳出それぞれ60億7,204万円とするものでございます。

また、第2条債務負担行為につきましては、20ページ第2表に記載しておりますように、(仮称)久徳認定こども園の給食調理等業務委託につきまして調理師の雇用を安定的に確保するために施設運営受託事業所との委託限度額を定め、来年4月から円滑に保育運営ができるよう債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正で、まず追加としてグリーンヒル多賀における消防小型動力ポンプの配置事業費に既定の起債充当率で算出した額を起債借入限度額として定めるものであります。

また、次のページでは当初予算に計上しておりますそれぞれの起債限度額を変更するものでありまして、まず、認定こども園の整備事業では入札差金を調整したものと、通学路安全対策事業やスマートインターチェンジ整備事業は国庫金の内示額に合わせて起債額を算定し限度額を見直したものでございます。

また、臨時財政対策債は額が確定しておりますので、1,987万2,000円の減額でございます。

それでは、内容につきましては、25ページからの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。少額なものは省略をさせていただきます。

25款の地方交付税におきましては、本年度普通交付税交付額が12億5,093万9,000円となりましたので、当初予算額との差額5,593万9,000円を追加計上し予算額を調整しているものでございます。

50款の国庫支出金でございますが、町外民間保育所に入所している広域入所保育園児数が増えての入所扶助料に対する負担金として303万5,000円や、次のページにかけてスマートインターチェンジ上り線や下り線の整備事業あるいは交通安全対策事業費について事業費補助金や交付金の内示額に合わせて当初予算を調整するなど国庫支出金総額は4,640万3,000円の追加額であります。

55款の県支出金ですが、サルの個体数調整を行うための事前準備経費と認定農業者や集落営農組織等の大規模農業経営者に対する燃料高騰分の支援事業費補助などで総額499万6,000円を計上しております。

70款財政調整基金の繰入金でございますが、(仮称)久徳認定子ども園の建設事業における減額と多賀スマートインターチェンジ建設計画の実現に向けての関連追加予算を調整したもので、都合940万円の減額であります。

75款の繰越金4,362万9,000円につきましては、今回の補正に要します財源として充当しているものでございます。

85 款の町債につきましては、第3表地方債補正の追加や変更の増減額をまとめたもので、結果、町債総額1,917万2,000円の減額となり、本年度の借入総額は5億8,682万8,000円となります。一方の公債費は、償還額の当初予算計上額が4億7,515万6,000円であり、借入額が増大することになりますが、臨時財政対策債が減額したもののスマートインターチェンジの上り線側の整備事業が着工の運びとなつての増加要因でありまして、臨財債の借入額を除くと2,600万円ほどが増額したこととなります。

続いて、歳出について説明を申し上げたいと思います。

29ページからでございます。

10款総務費のところでは、胡宮福社会館の修繕補助を個性輝くまちづくり活動支援事業として計上しておりまして、総務費総額としては63万5,000円の追加をお願いしております。

次に、15款民生費ですが、配食サービスの利用者の増加で事業費を追加したことや町外民間保育所への広域入所委託の園児の増加での追加、また、次のページの認定こども園の建設費においては、入札差金を調整したものや来年4月開園に向けての施設運営管理備品の調達など事業費を精査し計上しているもので、都合民生費総額では6,262万円の減額補正予算となっております。

次に、20款の衛生費におきましては、秋の粗大ごみの収集業務経費として1,059万円を計上するなど、衛生費総額としましては1,081万2,000円の追加額でございます。

次に、25款の農林水産業費であります。農業機械の購入に1営農組織から申込みの追加があり、当初予算の総額を調整し189万7,000円の補正をお願いするものと、県事業として認定農業者等の大規模経営者や組織に対して燃料費高騰支援を行うため県補助金同額の228万2,000円を計上したものと、またサルの被害対策として新たな地域で個体数調整を行うための準備経費や捕獲おりの設置費用など263万7,000円を計上しております。

また林業費では、町管理の林道の補修費に80万円を見積もるなど農林水産業費としまして761万6,000円を計上しております。

次の30款の商工費であります。住宅リフォームの要望に応えるため促進事業補助金77万4,000円の追加計上であります。

35款の土木費でございます。10目では近年の除雪箇所が増大に伴い、課題であります除雪作業への対応として土田や大岡から集落除雪の協力が得られたことから、機械の借り上げ料や購入補助金など必要経費を計上したものと中川原工業団地内等の除雪については、工場敷地内除雪を行っている企業への委託経費の計上など今季の新たな除雪対策を構築してまいります。また、中川原工業団地内の工場用地に隣接した町有地の樹木について、工場建設に支障が生じていることから伐採費用も計上しております。

15目は多賀スマートインターチェンジの建設補正予算でありまして上下線の整備事業費を国の内示額に合わせて調整したものや整備促進に向けて長年努力を頂いた地元集落への協力金など合わせて1億4,596万円を計上し、土木費総額としましては結果1億5,777万1,000円の追加をお願いするものでございます。

40款消防費では、グリーンヒル多賀の自治会に配置する小型動力ポンプの購入費でございませう。

次のページ、45款教育費では、小学校2校のICT支援員の継続経費や各教室のエアコンの修繕費を計上し、特に多賀小学校では来春の児童増加による管理備品の調達経費を計上し、中学校費では先日の子ども議会において質問のあったテニスコートのフェンス設置費を計上し部活動の環境整備を図ります。これら教育費総額では533万7,000円をお願いしております。

50款災害復旧費では、小学校佐目口線において石垣が崩落し、通行に支障をきたしているため、復旧費に150万7,000円を計上したものでございませう。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩します。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時30分といたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に9番、川添武史議員、副委員長に10番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（松居亘君） 日程第17 「議案第63号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 「議案第63号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。議案書35ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、令和3年度保険給付費額の確定に伴い、県に精算として返還および国保情報システム改修を行うため、補正するものでございます。1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億7,620万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書40ページの歳入からご説明申し上げます。

25款5項10目特別調整交付金として、システム改修分16万5,000円を受け入れるものでございます。

45款5項繰越金、前年度繰越金25万1,000円を計上し、50款諸収入、15項5目の連合会納付金62万7,000円を前年度概算払いにより交付されていた保険給付費等交付金を返還するため追加するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

議案書41ページをお願いいたします。

5款5項15目一般管理費、国民健康保険情報データシステム改修負担金として16万5,000円を追加するものでございます。これは、未就学児に係る国保税均等割軽減に伴う、国保情報システムの改修でございます。

35款諸支出金、5目償還金の87万8,000円は、令和3年度保険給付費額が確定し、その精算として滋賀県に返還を行うため追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第63号 令和4年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第18 「議案第64号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第64号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,776万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,598万5,000円とするものでございます。

今回お願いする補正予算の内容は2点ありまして、1点目は介護保険システム改修費に係るもの、2点目は令和3年度の介護給付費等の精算による還付金についてであります。

それでは、事項別明細書により、議案書48ページ歳入からご説明させていただきます。

15款国庫支出金、10項国庫補助金、20目介護保険事業補助金につきましては、今年度、令和4年10月からの介護報酬の改定に伴うシステム改修費7万9,000円の2分の1に相当する3万9,000円を国庫補助金から受け入れるものでございます。

30款繰入金につきましては、今ほどご説明した介護保険システム改修費について、国庫補助金の残りの費用、4万円を一般会計から繰入金として受け入れるものです。

45款繰越金につきましては、令和3年度の介護保険特別会計事業の収支の確定により、国や県などへの返還金として3,768万4,000円を前年度繰越金より財源充当するものでございます。

続きまして、議案書49ページ、歳出の説明に移らせていただきます。

5款総務費の5目一般管理費につきましては、歳入でご説明したとおり、10月から

の介護保険介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費として7万9,000円の増額をお願いするものです。

25款諸支出金、5目償還金につきましては、令和3年度介護給付費等の収支の確定に伴い、前年度の超過受入れ分を精算し、返還金3,768万4,000円を支出するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第64号 令和4年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第19 「認定第65号 令和3年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第28 「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの10の認定案を一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和3年度一般会計および水道事業、下水道事業を除く特別会計歳入歳出の決算を審査しました結果について、ご報告申し上げます。

8月8日、9日および10日の3日間にわたり、竹内監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について監査を実施しました。

令和3年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査および例月現金出納検査等の結果ならびに主要施策の成果に関する調書を参考にしながら、審査を

実施しました。

審査の結果、各会計調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数等に誤りはないと認められ、予算の執行および関連する事務の処理は適正に行われていました。

なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

一般会計の決算収支における実質収支額は2億3,996万円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、総予算額に対する収入率は95.4%、調定額に対する収入率は99.8%となり、財源確保に努力され、町税収等の収納率は県下で高位にあります。しかし、収入未済額が1,168万円あり、前年度より約55万円増額しており、税負担の公平性の観点から、収納率の向上、収入未済額の減少に、より一層、積極的な取組に努められるようお願いいたします。

次に、歳出につきましては、総予算に対し90.3%の執行率となっております。財源確保と経常経費の節減に努められ事務事業を執行されていますが、一部の事業はコロナ禍の影響も一因とはいえ、大きな不用額があり、精査の上、予算の適正額の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減を望むところであります。

財政構造につきまして分析しますと、歳入の構造として、町税収入が減収しましたが、国・県支出金も減少したことにより、自主財源は42%と前年度に比べ0.5ポイントの増加となったところであります。歳出の構成として、消費的行政経費は、主なものとして、扶助費の特別給付金の皆減により、前年度より6億2,978万円の減となっております。

投資的経費は、主なものとして、普通建設事業費のうちの認定こども園整備事業の事業費の増加により、前年度より1,063万円増額となっております。

財務分析による指標を見てみますと、財政経営の財政力を示した財政力指数は0.64%と、前年より0.05ポイント低くなりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より7ポイント低く83.8%となりましたが、依然として財政が硬直化しております。

地方債残高は、一般会計および農業集落排水事業特別会計を合わせ、前年度より8,719万円減少し、55億557万円となりました。地方債現在高比率は、前年度より14.8ポイント低くなり147.8となりましたが、依然として厳しい状況にあることから、慎重かつ適切な対応を望むものであります。

続いて、8月22日に、同じく竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和3年度財政健全化の審査および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められました。

健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率とも、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25%に対して7.3%であり、また将来負担比率は早期健全化基準の350%に対し22.3%であり、良好な状態にあると認められました。

また、資金不足比率については、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係書類と照合しましたところ、運用状況は妥当であると認められました。

積立基金につきましては、目的に沿った使途に応じて、主なものとして社会福祉基金2,198万円、まちづくり基金898万円を取り崩して、一方、主なものとして財政調整基金4億728万円、まちづくり基金1,786万円、社会福祉基金300万円を積み立てられております。積立基金合計は前年度より3億9,726万円増額し18億3,749万円となり、積立基金現在高比率は前年度よりも6.7ポイント増加し62%となりましたが、今後も総合的かつ計画的な財政運営に努められることを望むところであります。

次に、特別会計における決算収支の実質収支額は1億2,080万円の黒字となっております。積立金残高は前年度より477万円増加し4億7,639万円、地方債残高は前年度に比べ2,177万円減少し3億3,137万円となっております。この中で、国民健康保険、介護保険事業および後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出とも、特別会計全体の96.4%を占めております。

いずれも県内において高い収納率で、収納事務に対する努力がうかがえます。収入未済額が480万円と前年度より56万円減少しましたが、公平な医療と公平な税負担から、適正な対応による収入未済額の減少により一層努められることを望みます。

また、県内高位の高齢化率であり、今後も特定検診受診率および保健指導の向上、健康づくりの取組、医療費の削減に、積極的な介護予防事業の充実に一層進めていただきますよう望みます。

財産の状況につきましては、公会計制度による町有財産台帳の更新を図り、資産の把握と管理を行うとともに、多賀町公共施設等総合管理計画、各施設の管理計画により、将来にわたり総合的かつ計画的な管理の推進と日常の維持管理と必要な財源の確保に努められますよう望むものであります。

第6次多賀町総合計画および多賀町行政改革大綱の初年度であり、その評価は一部コロナ禍の影響により期待を下回るもおおむね成果を上げており、次年度以降も着実に推進、達成されたい。

官製談合事件については、再発防止策等を万全に遂行され、町財政の信頼回復に努められたい。

最後に、日々の適正な事務処理等を改めて求めるとともに、引き続き財政運営の効率

化、健全化、住民福祉の向上により一層のご努力を願うものであります。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後 1 時といたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 0 時 55 分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、「認定第 65 号 令和 3 年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳入全般の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第 65 号 令和 3 年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

調製をいたしました決算の中から、各款、また項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書の 1 ページをご覧ください。

令和 3 年度一般会計予算総額は 59 億 6,733 万 6,000 円で、歳入決算額は 56 億 9,369 万 7,179 円となり、前年度と比較して 2 億 5,083 万円の減。歳出決算額は 53 億 9,102 万 5,712 円となり、前年度より 2 億 6,889 万 8,000 円の減となりました。歳入歳出差引残額は 3 億 267 万 1,467 円で、繰越財源 6,271 万 1,000 円を引き、実質収支額は 2 億 3,996 万 467 円となりました。

令和 3 年度は、第 6 次多賀町総合計画のスタートの 1 年として、感染対策を講じながら計画に基づいた事業を実施してきましたが、令和 2 年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた 1 年となりました。

また、8 月の豪雨や年末からの豪雪に見舞われるなど、災害の多い 1 年でもありました。特に歳入では、法人住民税が新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減収するなど、町税全体で 1 億円余りの減収となりました。

それでは、事項別明細書により、歳入をご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

5 款町税の収入済額は 16 億 8,525 万 2,000 円で、前年度比 1 億 703 万円、6%の減収となりました。不納欠損額は 42 万 9,000 円、収入未済額は 1,122 万 7,000 円、収納率は 99.31%でした。

町民税は昨年と同様、新型コロナウイルスの影響により、法人税が 5,877 万円減となり、町民税全体では 6,641 万円減の 5 億 4,776 万 2,000 円となりました。

固定資産税は、新型コロナによる中小企業等の課税標準額の特例により減少し、前年

度より4,667万円減収の10億5,146万7,000円となっております。

軽自動車税は前年並み、たばこ税は売上本数が増えたことにより増収となりました。

9ページ、12款地方消費税交付金から10ページの22款法人事業税交付金までの県税交付金は2億7,565万円8,000円で、令和2年度から新たに追加された法人事業税交付金が1,912万円増えたことなどにより3,792万円の増となっております。

23款地方特例交付金では、個人住民税、自動車税および軽自動車税の減収補填特例交付金で1,477万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で1,672万5,000円を収入しました。

25款地方交付税は15億1,478万3,000円で、普通交付税が12億4,780万8,000円で4億963万円の増加、特別交付税は2億6,697万5,000円で7,266万円の増加となりました。

次に、40款分担金及び負担金と45款使用料及び手数料は、ほぼ前年並みとなりました。

13ページの国庫支出金につきましては7億5,493万6,000円で、5億8,755万円減少しました。この大きな減少は前年度の特別定額給付金事業補助金の皆減などによるものです。令和3年度は、新型コロナウイルス関連で、14ページの子育て世帯と住民税非課税世帯への臨時特別給付金補助金で1億9,765万円、また、15ページのワクチン接種体制確保事業補助金として5,043万5,000円、16ページの地方創生臨時交付金1億3,620万3,000円などを受け入れました。

県支出金は2億3,919万9,000円で、前年度のため池防災ハザードマップ作成などの補助金や急傾斜地崩壊対策事業補助金等で減となり、1億3,759万円減少しました。主なものといたしましては、19ページの農林水産業費県補助金の2年目となりますニホンザル個体数調整推進事業補助金201万3,000円、その下の放課後児童クラブ施設建設のためのびわこ材利用促進事業補助金540万7,000円、また、21ページ上の教育費県補助金の東京オリンピック聖火リレー交付金として、109万8,000円を受け入れました。また、県委託金では、10月31日に執行されました衆議院議員総選挙委託金として1,022万円を収入しました。

22ページの財産収入につきましては、ほぼ前年どおりでございます。

65款寄附金は2,125万2,000円を収入し、うち多賀町まちづくり応援寄附金、ふるさと納税は返礼品を充実したことにより大きく増え、475件で1,785万7,000円の寄付を頂きました。

23ページ、70款繰入金は3,095万3,000円でした。財政調整基金および公共施設等維持管理基金からの繰入はせず、社会福祉基金から2,197万8,000円を繰り入れ、小中学生の医療費助成や新入学生の通学助成事業等を実施しました。

80款諸収入3億2,951万2,000円の主なものは、25ページで宝くじの社会

貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業の4か字分820万円を受け入れたほか、26ページのスマートインターチェンジ事業に係るNEXCO中日本の負担金2,816万8,000円、また、27ページの保育所等の施設型給付費は、前年度とほぼ同額の1億7,966万3,000円となっております。

85款町債につきましては、4億1,960万1,000円で、1,271万円増加しました。主なものとして、認定こども園整備関係で1,940万円、スマートインターチェンジ整備事業で4,980万円、急傾斜地崩壊対策事業で3,450万円、単独町道改良事業で3,070万円などを発行し、臨時財政対策債は2億4,040万1,000円を発行しました。

自主財源は23億9,341万7,000円で歳入全体の42%、依存財源は33億28万円で58%となりました。

以上、歳入決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出全般の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 続きます、令和3年度多賀町一般会計歳出決算の歳出決算につきましてご説明申し上げます。

歳出につきましては、令和3年度はスマートインター整備事業、放課後児童クラブ整備事業を引き続き実施したほか、凍結防止剤散布車更新事業、農業機械購入補助事業などを新たに実施しました。また、新型コロナウイルス感染症関連では、ワクチン接種事業、子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業、農業者緊急支援事業などを実施し、雪害に遭われた家屋に対しての被災住宅修繕緊急支援事業補助金を創設しました。

それでは、事項別明細書にて歳入と同様、各款また項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げます。

決算書29ページをお願いいたします。

5款議会費は、支出済額6,917万3,000円で、前年度と同様、コロナの感染防止のための活動自粛により、前年度とほぼ同額になりました。

30ページ、10款総務費は5億3,368万4,000円で、前年度より8億2,079万円と大きく減少しました。これは、前年度、特別定額給付金事業や町経済対策による商品券発行事業が皆減したことによるものです。

32ページから33ページの一般管理費では、先ほど歳入でご説明いたしましたふる

さと納税が大きく増加したことに伴う報償費や委託料が増額しております。

また、ページが飛びますが、36ページの財産管理費では、新型コロナウイルス感染対策とし、庁舎等のトイレ給水栓の自動化や冷暖房機器の更新を行い、904万2,000円を支出しました。

38ページの企画費では、第6次多賀町総合計画の冊子、概要版の印刷に103万4,000円を支出したほか、電子入札システムを導入し、入札事務の公平性、透明性の向上に努めました。

40ページ、集落活動推進費では、歳入でもありましたコミュニティ助成事業で4か字に820万円を助成したほか、引き続き、自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、37集落に対し、まちづくり活動支援交付金を907万6,000円交付し、集落の活性化に向け支援を強化しました。

このほか、42ページから43ページの電子計算費で、6町行政情報システム共同利用料4,780万2,000円や、ビジネスチャットシステムの共同利用に29万4,000円、AI-OCRシステムの導入に66万円など、自治体DXの推進に向けた取組を行いました。

44ページでは、公共交通対策費では、コミュニティバス運行対策として2,644万9,000円を補助金として支出しました。

徴税费では、46ページの地図システムの再構築のためのシステム改修に279万1,000円、また修正申告等による過年度還付金で951万1,000円を支出しました。

戸籍住民基本台帳費では、48ページの個人番号カード交付事業負担金として246万3,000円を支出しました。

選挙費は、10月31日執行の衆議院議員選挙、また大佐谷財産区議会議員選挙も行われ、選挙費全体で1,073万7,000円を支出しました。

次に、51ページの15款民生費は16億7,217万7,000円で、前年度比2億7,713万円の増となり、歳出全体の31%と最も多くを占めております。

社会福祉費では、53ページの新型コロナウイルス感染症福祉事業所等給付金を10事業所に、福祉事業所等職員給付金を283人に、合わせて826万円の給付を行い、新型コロナウイルスで影響を受けている事業所、職員への支援に努めました。

54ページの非課税世帯臨時特別給付費では、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、対象の住民税非課税世帯等503世帯に対して、1世帯当たり10万円の5,030万円の臨時特別給付金を給付しました。

また、55ページでは、国民健康保険特別会計へ6,839万1,000円、介護保険事業特別会計へ1億1,637万円を繰り出しております。

57ページ、58ページの障害者自立支援費では、障害者総合支援法に基づき、介護給付費1億3,490万6,000円など自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施し、負担金等を支出しております。

福祉医療助成につきましては、扶助費総額は5,682万円で、昨年から494万円の減額となりました。小中学生の子育て応援分も1,101万円で97万円の減額となっております。

次に、59ページの児童福祉費では、9億9,713万2,000円を支出しました。

60ページの新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、高校生までの児童がいる子育て世帯に対して実施された臨時特別給付金を対象児童1,290人に1人10万円の支給で計1億2,900万円を、また、低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金を72世帯に対し360万円の支給を行いました。

61ページからの保育所費および認定こども園費では、子どもたちが安全安心に園生活を送れるよう施設を維持管理しつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し運営を行いました。

多賀ささゆり保育園では、64ページの工事請負費497万6,000円において、老朽化した木製遊具を撤去し、子どもたちが年齢や体力に応じて遊ぶことができる遊具を設置しました。

新たに令和3年4月に開園した私立なつめ保育園に対し、安定的な運営を図るため地域型給付費2,845万1,000円を給付しました。

67ページの認定こども園建設費では、(仮称)久徳認定こども園建築のための実施設計に2,271万5,000円を支出したほか、道路整備工事に1,836万2,000円、また68ページの用地購入に925万2,000円を支出しております。

子育て支援対策費では、70ページの放課後児童クラブ建設事業に7,128万円を支出し、多賀小学校敷地内に新たに施設を増設しました。

次に、衛生費につきましては4億6,174万円で、9,555万円の増額となりました。保健衛生費の72ページでは、新たに骨髄移植ドナー支援事業を実施し、14万円をドナーの方に助成しました。

保健事業では、インフルエンザ予防接種委託で264万円減となりましたが、ロタウイルスワクチン接種委託で106万円の増、また、74ページのコロナワクチン接種対策費では、6,380万円増の7,043万1,000円を支出しました。

総合福祉保健センター費では、ふれあいの郷の老朽化により各設備に不具合が生じていることから、各種消防設備の修繕や空調設備の更新工事で1,774万7,000円を支出しました。

76ページからの環境衛生費は2億1,386万9,000円で、前年度より1,391万円増額となりました。

78ページのごみ収集業務委託料は205万円減の4,939万6,000円、また次のページの不燃ごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は955万円増の8,681万2,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は168万円増の4,814万9,000円となっております。

上水道費は、起債償還に係る水道事業会計への繰出金が増加し、411万円増の7,261万2,000円となりました。

25款農林水産業費は2億8,127万7,000円で、6,866万円減少しました。農業費では、例年の交付金に加え、82ページの本町における農業従事者を確保するため農業用機械等導入支援事業を新たに創設し、7件で1,400万円の補助金を交付するとともに、長引く新型コロナの影響から農業者の生産意欲と経営安定を確保することを目的に、米価下落の緊急対策として、151農家に農業者緊急支援交付金999万7,000円を交付しました。

84ページでは、農業集落排水事業特別会計に4,930万円を繰り出しております。次のページ、鳥獣害防止対策費では、ニホンザルの個体数調整業務委託料として372万7,000円を支出するとともに、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助等で72万円増の631万9,000円を交付しました。

86ページからの林業費は9,474万5,000円となり、87ページの森林環境学習やまのこ事業を大滝山林組合に委託し、新型コロナ対策を講じながら、34校、1,867名の小学4年生の児童を受け入れ、953万8,000円を支出しました。

89ページの森林資源循環利用促進費では、町内の新生児出生のお祝いとして、間伐材を利用したお食い初めセットの作成に88万円、また、令和4年6月に多賀町中央公民館多賀結いの森で開催された第50回全国林業後継者大会の記念品の作成に159万3,000円を支出しました。

地域再生事業では、国の地方創生推進交付金を活用し、多賀町産木材の活用を中心とした事業に取り組み、原木土場備品の整備や人材育成などを行い、2,869万9,000円を支出しました。

90ページの商工費は4,273万7,000円で、前年度比692万円の減少となりました。前年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で各イベントや行事が中止になり、減額となりましたが、住宅リフォーム促進事業補助金を35件、587万3,000円、また、がんばる商店応援補助金を2件に376万9,000円交付しました。

92ページの土木費につきましては、5億1,424万3,000円となりました。

95ページでは、令和3年末から年始にわたる記録的な豪雪に見舞われ、多賀町内事業者11社に除雪を委託するとともに、職員除雪や富之尾区、多賀区の集落除雪の3体制できめ細かな除雪を図り、除雪委託料に6,907万6,000円を支出しました。

96、97ページでは、通学路の危険箇所把握に努め、交通安全対策工事に241万円を支出したほか、多賀スマートインターチェンジ整備事業では、用地補償業務を進め、測量設計、用地購入費、負担金などを含め1億3,742万円を、また凍結防止剤散布車の更新で1,980万円を支出しました。

98ページの都市再生整備計画費では、新たな都市公園整備に向けた用地購入に当年度は604万5,000円支出し、令和4年度に2,395万5,000円を繰り越して

おります。

99ページの消防費は1億8,355万円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は犬上分署の消防積載車更新に係る負担金増などにより157万円増の1億3,837万7,000円となりました。また、102ページでは、ハザードマップの更新で493万1,000円、大雪による住家被害に対して、被災住宅修繕緊急支援事業補助金を168万4,000円交付しました。この補助金につきましても、令和4年度に繰り越しております。

次に、教育費は6億8,410万3,000円で、1億763万円の減少となりました。これは、前年度のGIGAスクール構想に係る初期経費が皆減したことによるものです。まず、教育総務費では、GIGAスクール構想を加速するため、105ページの学校におけるICT支援員の設置費107万6,000円が皆増しました。

小学校費、中学校費ともに、コロナ対策として換気をしながらの施設運営となったため、燃料費や光熱水費等の需用費が増加したほか、施設面では、多賀小学校のプールサイドの床改修、自動火災報知設備の更新、大滝小学校では、図書室の空調および電話交換機の更新を実施しました。また中学校では、テニスコートの改修をしたほか、計画的に音楽備品を購入しました。

117ページの社会教育費は2億3,970万2,000円でした。コロナ禍で人々が集うことが制限される中、新成人の集いや人権教育推進リーダー研修会、ささゆりコンサートなど、規模を縮小したりZoomを活用するなど、感染対策を万全にして開催いたしました。また、令和2年度に引き続き、公民館運営審議会を開催し、第2次多賀町生涯学習推進計画を策定しました。

121ページの保健体育費では、多賀町から2名のランナーが参加しました東京オリンピック聖火リレーを行い、必要な経費を支出しております。

122ページの文化財保護費では、多賀町歴史文化基本構想を策定し、令和3年7月に文化庁より認定を受けました。

また、124ページでは、敏満寺遺跡史跡整備工事に861万3,000円、町指定文化財修理等補助金を多賀大社、胡宮神社に981万2,000円を支出しました。

131ページの災害復旧費は、8月14日の豪雨災害に伴う災害復旧事業を行い、518万4,000円の皆増となりました。

132ページの公債費は、平成30年度発行の臨時財政対策債、社会資本整備事業等に係る地方債の元金償還開始があり増加となり、長期債の償還元金4億8,502万2,000円と利子2,991万9,000円の5億1,494万1,000円を償還しております。

諸支出金では、財政調整基金に4億728万4,000円、社会福祉基金に300万円、まちづくり基金に1,785万9,000円を積み立てました。

予備費からは、185万4,000円を支出しております。

最後に、135ページからの資料について、ご説明申し上げます。

財産に関する調書では、令和3年度中に異動がありましたのは、行政財産の公園の土地で、都市公園用地の2,015㎡の増加、その他の施設1,358㎡の増加は（仮称）久徳認定こども園の用地取得などによるものです。同じくその行の木造の建物の増加分は、学童施設増設分360㎡です。

136ページの出資による権利につきましては、多賀町下水道事業会計への出資金として4,953万5,000円の出資分が増額となっております。

137ページの物品につきましては、30万円以上の重要物品について年度中の増減を記載しております。

138ページの基金につきましては、先ほど諸支出金のところでご説明申し上げたとおりですが、令和3年度末基金合計額は18億3,749万5,854円となり、前年度より3億9,726万2,000円増加しました。

139ページの地方債につきましては、新規発行債は4億1,960万1,000円で、元金償還額を下回ったため、地方債残高は6,542万円減少して51億7,419万9,000円となりました。

以上、一般会計歳出決算のご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第65号については、議長を除く11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第65号は、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。暫時休憩いたします。

議場の時計で、13時40分までといたします。

（午後 1時31分 休憩）

(午後 1時40分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、進行の過程で、議長の不手際によりまして、決算特別委員会の委員長および副委員長の選出をお願いできませんでした。したがって、先ほど指名いたしました決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で13時45分といたします。申し訳ございません。

(午後 1時40分 休憩)

(午後 1時43分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に10番、山口久男議員、副委員長に9番、川添武史議員が選出されました。

なお、決算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

日程第20 「認定第66号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

[会計管理者 奥川明子君 登壇]

○会計管理者(奥川明子君) 「認定第66号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

特別会計の決算につきましては、決算書の2をご覧ください。

1ページをお願いいたします。令和3年度歳入歳出予算総額は8億5,353万5,000円で、歳入決算額は8億9,892万6,782円、歳出決算額は8億3,148万3,078円で、歳入歳出とも前年度より大きく増加しました。歳入歳出差引残額は6,744万3,704円となりました。

それでは、5ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款国民健康保険税は1億5,352万8,000円の歳入となり、収納率は現年度分で99.21%となりました。年間平均世帯数は1,020世帯、年間平均被保険者数は1,605人となり、1人当たりの平均保険税調停額は95,797円で、前年度より1,215円減となりました。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった方の国税の減免15件分の補助金174万4,000円を受け入れております。

25款県支出金は、6ページの普通調整交付金5億9,873万5,000円や県繰入金937万3,000円を含む6億2,243万6,000円となりました。

40款繰入金6,839万1,000円は、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金です。

以上が歳入の主なものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

5款総務費は1,931万3,000円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費を支出しました。

9ページ、10款保険給付費は5億9,898万5,000円で、前年度と比較して9,551万円の増額となりました。1人当たり医療費についても43万2,208円で、前年度より6万3,750円の増となり、新型コロナウイルスによる受診控えの反動の影響が現れたと考えられます。

11ページの22款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を滋賀県に支払ったもので、1億8,509万5,000円を支出しました。

12ページ、26款保健事業費では、新型コロナウイルス拡大により、特定検診は10月からのスタートとなり、事後指導の時期も遅くなりましたが、重症化予防対策として健康教室や運動教室などを実施しました。また、前年度減少した人間ドック検診受診者は例年近くに帰り、保健事業費全体で前年度より327万円多い1,393万2,000円となりました。

35款諸支出金1,415万8,000円は、前年度分県支出金の返還金が主なものでございます。

15ページの財産に関する調書では、国民健康保険財政調整基金は前年度と同様0円です。

この決算につきましては、8月23日に開催された多賀町国民健康保険運営協議会で承認されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第66号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第66号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 「認定第67号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第67号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の16ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は8億4,422万5,000円で、歳入決算額は8億6,233万6,003円、歳出決算額は8億1,458万1,975円で、歳入歳出差引残額は4,775万4,028円となりました。

それでは、20ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料は1億8,345万4,000円で、令和3年度末の被保険者数は65歳以上の第1号被保険者が2,489人で、現年度分の収納率は99.8%となりました。

15款国庫支出金は、介護給付費国庫負担金や調整交付金等で2億260万円となりました。

21ページ、20款支払基金交付金の2億189万7,000円は、主に40歳から64歳までの第2号被保険者2,161人からの保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて収入したものです。

25款県支出金は先ほどの国庫負担金と同様、介護給付費県負担金等で1億2,739万2,000円となっております。

22ページ、30款繰入金1億1,637万円は、介護給付費や事務費など一般会計から繰り入れたものです。

歳入について、主なものは以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。5款総務費では、主に人件費と制度改正によるシステム改修委託料など1,140万3,000円を支出しました。

26ページ、10款介護給付費は、歳出全体の9割近くを占める7億2,410万1,000円となりました。令和3年度は新型コロナウイルスの影響によるサービスの利用控えが緩まると予想していましたが、前年度の状態を継続した結果となり、給付費は減少となりました。

28ページの多賀町の独自給付である市町村特別給付、紙おむつ購入費支給事業は363万3,000円となりました。

29ページ、17款地域支援事業費は、ひきこもり等による状態の悪化にならないよう、新型コロナウイルス対策を講じて事業を実施し、3,872万9,000円の支出となりました。

32ページ、20款基金積立金では、1,333万4,000円を介護保険給付費準備基金積立金に積み立てました。

25款諸支出金2,701万4,000円は、過年度の返還金として支出したものです。

34ページ、財産に関する調書では、介護保険給付準備基金に1,333万4,000

円を積み立て、令和3年度末現在高は8,468万9,712円となりました。

以上、ご説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第67号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 「認定第68号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第68号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の35ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は1億957万7,000円で、歳入決算額は1億1,105万3,610円、歳出決算額は1億933万8,903円となり、歳入歳出差引残額は171万4,707円となりました。

それでは、39ページ、事項別明細書でご説明いたします。

まず、令和3年度における年間平均被保険者数は1,319人で、うち65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある方は8人となっております。

歳入の主なものは、5款後期高齢者医療保険料の8,164万7,000円で、現年分収納率は99.96%となりました。

また、15款繰入金では、一般会計より事務費や基盤安定繰入金として2,775万5,000円を繰り入れました。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

5款総務費は、職員1名分の給与や徴収等の事務的経費として584万3,000円を支出いたしました。

10款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と、一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして1億349万6,000円を広域連合へ納付したものでございます。なお、令和3年度の医療費の総額は11億1,875万円で、前年より1.2%の減、1人当たりの医療費は84万8,180円で、前年度より0.1%の減と

なりました。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第68号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 「認定第69号 令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第69号 令和3年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の44ページをお願いいたします。

令和3年度の歳入歳出予算総額は361万8,000円、歳入決算額は310万9,633円で、歳出決算額は310万8,239円で、歳入歳出差引残額は1,394円となりました。

それでは、48ページをお願いいたします。

まず、令和3年度の給付対象者は、高校生14名、高等専門学校生1名、専門学校生2名、大学生8名の合計25名でございます。

歳入の主なものは繰入金で、育英基金から302万2,000円を繰り入れ、事業に充当しております。

続きまして、49ページの歳出ですが、総務費では、運営委員会の経費8万4,000円と奨学資金給付費302万4,000円の支出となりました。

49ページの財産に関する調書にありますとおり、育英基金の決算年度末現在高は4,030万2,000円となりました。

以上、説明とさせていただきますのでご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第69号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第69号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 「認定第70号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」および日程第25 「認定第71号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに日程第26 「認定第72号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第70号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の51ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は13万5,000円で、歳入決算額は9万7,544円、歳出決算額は7万7,710円となり、歳入歳出差引残額は1万9,834円となりました。

それでは、55ページをお願いします。

歳入は、基金利子331円、繰越金は1万7,213円、基金からの繰入金8万円でございます。

56ページの歳出では、議会費で委員報酬を5万5,000円、10款総務費では、山林視察に要した費用と借地料2万2,710円を支出いたしました。

57ページ、財産に関する調書で、当財産区では、前年度と同様、四手と栗栖に山林2万1,467㎡を地上権設定し、管理しております。

基金の令和3年度末現在高は313万4,000円でございます。

次に、「認定第71号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

58ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は122万6,000円で、歳入決算額は68万5,549円、歳出決算額は2万1,274円となり、歳入歳出差引残額は66万4,275円となりました。

それでは、62ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、前年度繰越金68万5,311円でございます。

次のページ、歳出では、令和3年度は新型コロナウイルス拡大のため、例年の管理会を書面会議としたため、議会費の支出はなく、山林の借地料2万1,274円の支出のみとなりました。

64ページにありますように、当財産区は萱原と佐目に山林53万1,811㎡を地上権設定し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は23万8,000円で、基金については繰入れ等はなく、令和3年度末現在高は1,159万円となっております。

ります。

続きまして、「認定第72号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は13万2,000円で、歳入決算額は16万8,656円、歳出決算額は4万9,500円となり、歳入歳出差引残額は11万9,156円となりました。

69ページをお願いいたします。

歳入につきましては、繰越金16万8,656円でございます。

次のページの歳出につきましては、総務費より、5人の委員報酬4万9,500円を支出しております。

71ページにありますように、当財産区は208万2,643㎡の山林を所有し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は6万3,000円です。

なお、いずれの財産区の決算につきましても、それぞれの財産区管理会で同意を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第70号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第70号 令和3年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第70号は認定することに決定しました。

次に、「認定第71号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第71号 令和3年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第71号は認定することに決定いたしました。

次に、「認定第72号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第72号 令和3年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第72号は認定することに決定しました。

日程第27 「認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第73号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は604万4,000円で、歳入決算額は604万5,363円、歳出決算額は554万4,990円で、歳入歳出とも前年度より68万円の増となり、歳入歳出差引残額は50万373円となりました。

それでは、76ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5款財産収入は基金利子9万円、15款繰入金は545万5,000円を基金から繰り入れました。

前年度からの繰越金は50万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

5款総務費の554万5,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび樹木剪定作業の委託料と、街路灯の改修工事を行ったものです。

78ページの基金では、年度中に545万5,000円を繰り入れ、令和3年度末現在高は3億3,668万4,116円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第73号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第73号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「認定第74号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の79ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は6,207万円で、歳入決算額は5,969万798円、歳出決算額は5,514万8,795円で、歳入歳出差引残額は454万2,003円となりました。

令和3年度末現在で処理区域人口は453人で人口普及率は6.0%、水洗化人口は339人で、水洗化率は74.8%となりました。

それでは、83ページをお願いいたします。

歳入につきましては、県から高度処理維持管理事業補助金53万1,000円や農山漁村地域整備交付金198万円、また、一般会計から4,930万円を繰り入れました。

40款では、農業集落排水使用料として505万4,000円を収入いたしました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお願いいたします。

5款総務費645万3,000円は、主に職員の人件費でございます。

10款事業費は、施設の維持管理費、処理施設の点検費用などに1,977万5,000円を支出いたしました。

85ページ、公債費は、元金2,177万3,000円と利子714万9,000円の計2,892万2,000円を償還いたしました。

86ページ、地方債につきましては、令和3年度末現在高は3億3,137万765円でございます。

地方債の下に一般会計繰入金の用途を記載しておりますので、ご確認ください。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第74号については、会議規則第39条第1項の規定により、産

業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第74号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」および日程第30 「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の2案を一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和3年度水道事業会計、下水道事業会計の決算を審査しました結果についてご報告いたします。

8月9日に、竹内監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました令和3年度の水道事業会計、下水道会計決算について監査を実施しました。

令和3年度の決算報告書、財務諸表、事業報告書および附属明細書について、関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているか、関係帳簿および関係書類との照合等、通常実施すべき審査を実施しました。

審査の結果、決算の計数等に誤りはなく、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認められました。なお、審査結果につきましては、町長宛決算意見書を提出しております。

まず水道事業会計ですが、状況については損失収支において7,340万円の当年度純利益となっております。これは、事業所の使用水量が増加した影響により使用料収入が増加した、また企業債の元利償還金が増加に伴い、他会計補助金の増加したことが要因となっております。

給水人口が前年度に比べ22人、0.3%減少し、給水戸数は13戸、0.4%増加し、配水量は前年度に比べ、年間、1か月平均、1日平均とも1.1%増加し、有収水量においては、事業所の使用水量が増加したことで、昨年度に比べ3万4,384^m³、2.6%増加し、有収率も前年度に比べ、1.5%増加し、83.2%となっております。

引き続き、老朽管の更新や速やかな漏水調査の実施、発見、修繕を行い、有収率の向上に努められることを望みます。

財政状態については、財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度、類似団体全国平均よりは上回っております。これは、純利益が増加したことで、流動資産の現金預金が増加したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度より上回り、改善しましたが、類似団体全国平均を下回っており、今後もより一層の経営改善に取り組む必要があります。

固定資産対長期資本比率は、前年度より下回り、類似団体全国平均と同程度であり、施設改良等を抑制していることから、減少傾向であります。

施設の利用状況については、施設利用率、負荷率は前年度水道事業経営指標を上回っております。最大稼働率は水道事業経営指標と同程度であり、最大稼働率が低いことは過剰投資を示し、100%に近いと安定した給水に問題があることを示しています。

続いて、8月22日に、竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

供給単価と給水原価については、給水原価が前年度より約5円低くなり、給水単価と供給原価の差が約10円と縮まりましたが、以前のように給水原価が高い状況にあります。水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、給水収益の増収に努められたく望むものであります。

今後も老朽化による施設整備や維持管理に多額の費用が必要となり、企業債の借入れ、元金償還も増加が予想され、水道事業の経営は依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

さらに、多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業計画に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続に向けた取組を進めるとともに、安全、良質、安定した水の供給をお願いするものであります。

次に、下水道事業会計においては、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式に移行しております。

経営状況については、損失収支において498万円の当年度純利益となっております。

財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度類似団体全国平均より下回っております。これは、損益勘定留保資金の補てん財源の余剰、純利益が生じたことによる現金預金の増加よりも未払金の支払いによる現金、基金の減少額が上回ったことが要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は、前年度類似団体全国平均を上回っております。

固定資産対長期資本比率は新たな施設整備も少なく、前年度より下回り、類似団体全国平均を上回っております。

業務実績については、処理区域内人口は前年度に比べ3人、0.1%増加し、普及率は前年度に比べ0.3%増加し、90.2%となっております。

処理区域内水洗化人口は前年度に比べ4人、0.1%増加し、水洗化率は前年度に比べ0.1%増加し、95.6%となっております。これは、住宅団地の開発に伴い住宅の建築が増加していることによるものです。

有収水量は新型コロナウイルスの影響により減少した前年度に比べ4万4,736³m³、3.5%増加し、有収率は前年度に比べ、1.3%増加し、84%となっております。

続いて、8月22日に、竹内監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

下水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、使用料の増収に努められたく望むものであります。

今後も施設整備に要する企業債の借入れや償還があり、依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続により一層取り組まれることを願います。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（松居巨君） 続いて、「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第75号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算の認定について」、ご説明申し上げます。

多賀町水道事業会計の利益の処分および令和3年度決算につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、多賀町水道事業会計の利益の処分について、議会の議決をお願いするとともに、令和3年度会計決算は、同法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明をいたします。

決算書は103ページをお願いいたします。

まず、令和3年度水道事業会計の経営状況ですが、給水戸数3,148戸、給水人口7,486人であり、令和2年度からの増減といたしましては、給水戸数が13戸の増加、給水人口では22名の減少となっております。

総配水量は新型コロナウイルス感染拡大の影響から徐々に回復傾向に転じており、令和2年度に対し1万7,000m³の増加となり、有収率は83%となっております。

用途別で比較しますと、企業における勤務形態や、名神多賀SAの利用状況が元に戻りつつあることから使用量が増加し、家庭用の使用量については逆に減少となっております。新型コロナウイルスの影響は徐々に回復している状況と言えます。

ページを戻っていただきまして、決算書88ページをお願いいたします。

経理状況について、水道事業収益は3億8,789万1,000円で、前年度に対し1,361万6,000円の増となり、水道事業費用は3億870万7,000円で、前年度に対し403万3,000円の増となっております。

89ページの資本的収入は3,064万8,000円で、前年度に対し2,034万1,000円の減となり、資本的支出は1億6,887万6,000円で、前年度に対し3,749万6,000円の減となっております。なお、資本的支出に対する不足額1億3,822万7,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

決算書90ページをお願いいたします。右の表の水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、7,340万3,000円の黒字となっております。

次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書は95ページをお願いいたします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認願います。

収益的収入の水道事業収益の主なものとしまして、1項営業収益、1目給水収益では、上水道使用料が2億3,994万4,000円となり、前年度に対し632万4,000円の増となっております。

2項営業外収益では、2目他会計補助金としまして、企業債の償還に充当するため、一般会計から7,261万2,000円。5目、長期前受金戻入は、繰延収益を収益化した額、3,690万9,000円を計上しております。

96ページの収益的支出の水道事業費用の主なものとしまして、1項営業費用、1目原水及び浄水費では、浄水処理設備等の保守点検や原水水質検査、取水及び送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため4,149万8,000円の支出となり、前年度に対し279万7,000円の減となっております。

2目配水及び給水費では、浄水水質検査、検針、漏水修理や各配水施設の修繕に要した費用として1,334万9,000円の支出となり、前年度に対し177万1,000円の増となっております。

98ページの5目減価償却費1億6,794万5,000円は、建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費用となります。

2項営業外費用、1目支払利息および企業債取扱諸費では、3,795万3,000円の企業債利息を支出しました。

99ページからの資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込額でご説明いたします。

資本的収入の主なものとしまして、5項、1目企業債では、配水管の布設替事業等に充当するため3,000万円の借入れを行いました。

100ページの資本的支出としまして、1項1目水道改良費では、105ページに記載のとおり、檜崎地区配水管布設替工事や、久徳地区配水管布設替工事など全4件の工事請負費のほか、次年度の工事予定箇所に対する設計業務委託費としまして6,150万7,000円を支出し、前年度に対し4,723万4,000円の減となっております。

2項2目企業債償還金では、施設整備等で借入れしたものを合わせて1億736万8,000円の元金償還を行っており、前年度に対し973万8,000円の増となっております。

決算書108ページをお願いいたします。

企業債の概況ですが、令和3年度におきまして1億736万8,504円を償還し、新たに3,000万円の借入れを行った結果、令和3年度末残高は26億9,848万472円となっております。

決算書111ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

令和3年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は、16億1,159万6,489円となり、このうち、減債積立金へ1,000万円、建設改良積立金へ3,000万円の合計4,000万円を処分し、繰越利益剰余金を15億7,159万6,489円とするもので、議会の議決によって処分をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第75号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第75号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第30 「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「認定第76号 令和3年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、ご説明申し上げます。

令和3年度下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明をいたします。

決算書は113ページをお願いいたします。

収益的収入の下水道事業収益は3億9,077万5,000円で、前年度に対し4,635万2,000円の減となります。収益的支出の下水道事業費用は3億8,244万9,

000円で、前年度に対し3,607万円の減となっております。

114ページの資本的収入は1億4,829万9,000円で、前年度に対し381万8,000円の減となり、資本的支出は2億6,752万3,000円で、前年度に対し969万5,000円の減となっております。なお、資本的支出に対する不足額1億1,922万4,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

決算書115ページをお願いいたします。

右の表の下水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、497万9,000円の黒字となっております。

それでは次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書は120ページをお願いします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認願います。

収益的収入の下水道事業収益としまして、1項営業収益では新型コロナウイルスの影響が回復傾向のため、1目下水道使用料は2億2,600万8,000円となり、前年度に対し861万7,000円の増となっております。

2目雨水処理負担金では、雨水処理に係る企業債の元利償還金分を一般会計から負担金として542万3,000円を繰り入れております。

2項営業外収益では、2目他会計補助金として、収益的支出に係る一般会計からの繰入金金が5,241万1,000円となり、前年度より1,015万4,000円の減となりました。

4目長期前受金戻入につきましては、繰延収益の収益化としまして8,401万9,000円を収益計上しました。

決算書121ページをお願いいたします。

収益的支出の下水道事業費用としまして、1項営業費用、1目管渠費では、下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用としまして1,591万1,000円を支出し、前年度より2,079万3,000円の減となりました。

決算書122ページの3目流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金としまして、一般排水61.6円、特定排水は69.1円を1㎡当たり単価としまして9,227万4,000円を支出し、前年度より149万1,000円の増となっております。

4目減価償却費では、有形固定資産1億8,360万1,000円、無形固定資産2,125万5,000円を費用化いたしました。

決算書123ページをお願いいたします。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債の利息4,035万2,000円を支出し、前年度より476万3,000円の減としております。

決算書124ページをお願いします。

続きまして、資本的収支明細書より、主なものを説明させていただきます。資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込額でご確認ください。

資本的収入では、第1項1目企業債につきまして、中川原地区雨水排水路整備等に係る企業債840万円、流域下水道建設費負担金に係る企業債1,890万円、資本費平準化債6,000万円の合計8,730万円を新たに借り入れております。

2項1目他会計出資金につきましては、資本的支出に対する繰入金としまして4,953万5,000円を一般会計から繰り入れております。

3項1目補助金につきましては、中川原地区雨水排水路整備等に対し、社会資本整備総合交付金890万円と一般会計補助金11万7,000円の合計901万7,000円を収入しております。

決算書125ページをお願いします。

資本的支出では、第1項建設改良費、2目管渠整備事業につきまして、中川原地区雨水排水路整備実施設計業務委託料803万円、上水道配水管布設替工事補償金64万8,000円、藤瀬地区雨水排水路整備、中川原工業団地舗装本復旧に対する工事請負費で833万8,000円の合計1,701万6,000円を支出しております。

3目流域下水道建設費負担金につきましては、前年度に対し687万1,000円増の1,890万8,000円を支出いたしました。

第2項1目企業債償還金では2億3,070万円の元金償還を行い、130ページに記載のとおり、期末残高23億1,098万7,900円となりました。

決算書134ページをお願いします。

未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

令和3年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は1,995万3,899円となり、多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、減債積立金へ100万円積み立て、繰越利益剰余金を1,895万3,899円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、認定第76号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で3時といたします。

(午後 2時51分 休憩)

(午後 3時01分 再開)

○議長(松居亘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31 「発議第3号 多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員より、議案の朗読を行います。

(朗 読)

○議長(松居亘君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

11番、大橋富造議員。

[11番議員 大橋富造君 登壇]

○11番(大橋富造君) 「多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をさせていただきます。

多賀町議会では、議会が掲げた項目について、従前の内容とともにさらなる議会活動の活性化、質の向上を目指し、令和2年3月の議員改選後から改めて議会改革特別委員会を設置し今日に至っております。

議員定数については、令和2年4月以前から議会の在り方の中で議論を重ねてきました。

住民に開かれた議会、議会の活性化、質の向上についてどうあるべきか、目先だけの新しい改革にとらわれず議会が培ってきた健全な運営に立ち、住民の意見を踏まえ、改革に向けた検討をまいりました。

委員会の責務と、住民の信頼と期待に応えていくためには、全議員からアンケートを実施し、その集約、その後重点項目とともに一段と前進すべき目標を掲げ、議員自ら率先垂範した活動を行ってきました。

アンケートの結果から次の重点項目を共通項目として掲げました。

1、議員定数と議員報酬について。2、議会報告会、住民懇談会、各団体との意見交換会について。3、議会基本条例制定に向けての活動。4、予算特別委員会、決算特別委員会の委員長の選任についての議論。最後に、ペーパーレス化、タブレットの導入、ICTの導入など、種々の項目につきまして、どの項目についても、議会にとりましては大変重要な項目であり、議論を重ねていく中、一歩ずつ前進させることができました。

成果は、議会基本条例の制定ができたこと。2つ目に、各団体との意見交換会が順調にできていること。ほかに決算特別委員会、予算特別委員会の運営に関する委員長の負荷軽減の在り方等について検討してまいりました。まだまだ成果が出せていないものもあり、今後の委員会にて継続的に審議を高め、議論を積み重ねていく所存でございます。

一方、議員定数問題は、議員自身に從來から懸案であることが改めて認識されていることが分かり、議会機能を向上するという面から見れば、各常任委員会の機能衰退をもたらすとも言われておりますが、この点につきましては、議員間で知恵を今後絞り、施行日までには改定ができるよう努めていく所存でございます。

今回の定数削減を決める大きな要因は人口減少であると判断いたしました。

よって、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「発議第3号 多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

二元代表制の下、地方議員は多様な住民要求を把握し、住民の様々な要求を行政に反映させるとともに、住民目線で行政をチェックする重要な役割があります。

議員必携第11次改訂版には、議会の使命として、議会は地方公共団体の政策形成過程および政策の実施過程に多角的に参画し、その要所で重要な意思決定を行っている。議員による政策提案は、質問、質疑、意見書、決議などを通じて政策形成を行うことができる。同時に、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法適正に、しかも公平効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することである。そして、この批判や監視は非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる意味合いでの批判であり、住民の立場に立っての監視であるべきであると。具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を達成できるように努力することが議員の職責であるとしております。議員定数について、住民の数を考慮し、討論の過程を経て多面的な意思を統合し、町の意思決定にふさわしい規模が必要であると。さらに、地方自治法改正により地方議員の上限数が撤廃されたとしても、多様な民意を反映するためには、一定の議員数が不可欠であることには変わりはない。地域の特性などに十分配慮しつつ、慎重に対応していくことが必要であるとしております。

住民の意向を尊重し、多賀町の人口規模に合わせた議員定数の見直しについて全面的に否定するものではありませんが、多賀町の地理的条件や人口の偏在などを考慮することも必要です。さらに、女性の議会への進出、若い世代や子育て世代を含め、各地域、各階層、各分野からの議会構成がなされることが望ましいことは言うまでもありません。

住民の多様な意見が反映され、議会監視機能を低下させず、多賀町では2つの常任委員会で活発な討論ができる、討議ができる議員数の確保に鑑みて、現在の議員定数を維持することが妥当であると私は考えます。

多賀町の課題である人口減少対策、少子化、高齢者対策、安心して暮らせる町のために働く議会、住民に信頼される議会改革を目指すことを表明し、討論を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 「発議第3号 多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場から討論をいたします。

議会改革は、第3次地方議会活性化研究会が平成19年度から21年にかけて16回の研究会を開催され、21年5月に答申をされ、全国で議会改革が進められるようになりました。多賀町議会も平成23年に議会改革に関する企画書を作成し、ワークシート、研究、協議を重ねることになりました。

第1に、委員定数から始まり、議会基本条例、議会運営など25項目を研究することになりました。24年2月に議会改革に関する研究成果を全議員が共有することができました。

平成24年の町議会選挙において、無投票の結果になり、町民の皆様から議員定数の削減の声が上がりました。平成24年4月、臨時議会で私が議長に就任し、議会改革をより一層進めるためにも、現行の全員協議会の議論ではなく、議会改革特別委員会の設置が必要と考え、25年3月議会に多選をされていた議員さんに議員発議を提出をしていただき、最高齢議員が委員長、また、副議長には副委員長として就任されました。

この間には、行政も行政改革で、課の統合なども行われていました。議会も議員定数、議員報酬などの勉強会を研修をしてみました。議員定数は、地方自治法の改正で、地方自治体の条例で決めると変更になり、多くの自治体が議員の削減に取り組まれているのが現状であります。

県内においても、今年4月に開催されました長浜市議会選挙では、26人から22人に大幅に削減をされました。長浜市は、県内では2番目に大きな面積、681㎢を統括されています。長浜市は旧余呉町、西浅井町など福井県境まで大変な地域であります。

しかし、昨年度は4,700人を大きく減少し、今、約11万2,000人ぐらいだと思います。議員1人当たりの人口は5,100人。ちなみに、彦根市の面積は197㎢で同じく約11万2,000人。議員1人当たりの人口は4,700人です。多賀町の面積は136㎢で、人口は約7,500人で、定員10人にしても、1人当たりは750人です。

反対されている議員さんは、減少地域の声が吸い上げられないと言われていますが、多賀町議員は多賀町全体の問題を考える議決機関であり、地域の代表ではありません。

各区には区長さんがおられ、また区長連絡協議会もあり、地域課題は執行者に要望されています。議員は、多賀町全体の課題を解決するのが議員の務めだと思います。

議員定数の問題はさきに述べたとおり、平成23年から議論をして11年になります。これ以上延ばすことが、町民の皆様から非難されるかもわかりません。皆様の賢明なる判断をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松居亘君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対の討論ですか。

7番、菅森照雄議員。

〔7番議員 菅森照雄君 登壇〕

○7番（菅森照雄君） 私は反対の立場から反対の討論を行います。

議員定数については現職議員に限らず、幾度も議論、審議されてきました。平成28年と30年の議会改革特別委員会委員長報告では、現状維持が妥当と考える議員が9人おられる。現状維持と報告されております。

また、令和2年度から特別委員会では、再度、議員定数について議論され、現状、12名が適当とする意見、6人、多い、判断が難しいの意見が5人と拮抗しております。

削減理由として、議員が多いと聞くので10人で良い。また、本町の人口規模に対し10人で良いなど、削減の根拠が曖昧であります。また、全国の人口規模7,000人台の58の町村議会においても、定数12名が30議会、13名から16名が8議会と、定数12名以上の議会が約65%と、人口では判断できないそれぞれの理由があると思います。

委員長報告では、多賀町の地域性などの実情を踏まえ、現状維持が望ましいと報告されております。また、今後の方向性として、住民さん、団体へのアンケート、議員OBとの懇談会、広報や報告会等を通して行っていくと決めておりますが、実施はされておられません。

本町は、3つの谷に分かれ、平たん地区と山間地区に分かれ、地域によって問題、課題も異なり、幅広い住民さんの意見を反映するためには、現状維持が望ましいと考えております。

この問題は議員だけの問題ではなく、住民さんにとって大きな問題であり、少数意見が反映されなくなってしまうといけないと思います。定数削減が必要かもしれませんが、定数削減によりチェック機能の低下、また議員の偏りが生じ、少数で物事が決まっていく危険性があり、議会改革を推進するための定数削減ではないと考えております。

姉妹町であります鳥取県三朝町は人口6,100人で、本町と同様、集落が点在しており、よく似た地形です。令和2年3月に議会改革調査委員会が設置され、令和2年12月議会において、議論の詳細は把握しておりませんが、現状維持と報告されております。

私は他の町村議会の調査、明確な理由が必要と発言してきました。令和3年9月議会

において、多賀町議会基本条例が制定され、基本条例第14条の2では、議員定数および議員報酬を改正する条例を委員会または議員から提出する場合は、町民の意見を聞くとともに、明確な改正理由を付さなければならないと明記されておりますが、現状はできておりません。議会で決めたこの条例に反するものではないでしょうか。令和6年の議員の改選までにはまだ時間があります。調査、聞き取りが不十分で、削減理由が曖昧なまま、私は賛成はできません。

以上のことから反対討論といたします。

○議長（松居亘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、竹内薫議員。

〔6番議員 竹内薫君 登壇〕

○6番（竹内薫君） 「多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論を行います。

まず、今ほど3名の議員の皆様から、それぞれの意見が出されました。議員それぞれにいろんな考えがあるかと思えます。当然だと思っております。私は今回提出されました議員定数の削減は、私も多くの町民の皆様から声を頂いており、定数削減においては、平成25年3月に設置されました議会改革特別委員会で数度となく、長年にわたり今日まで議論を重ねてまいりました。議員定数のほかにも報酬や議員の成り手不足、議会改革の課題として、まだまだ数多くの問題点があり、議論を重ねていかななくてはならないと思っております。

さて、人口減少する中、また今後の町運営がだんだん難しくなる時代へと進んでいく中、どこよりも早くに改革をしていかなければ生き残れない時代になっているのでしょうか。そこで、議会と行政が今以上に一体となり、施策を考えていかなければならない時代に来ていると思えます。そのような中、今後、当議会も、通年議会とし、これからの多賀町の発展を考える議会になっていかななくてはならないと思っております。また、町発展に熱い思いを持つ町民が参加しやすい議会にしていくためにも、スリム化が必要だと思えます。

以上です。

○議長（松居亘君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発議第3号 多賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松居亘君） 起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第32 「請願第4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より、請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第4号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願」について、紹介議員を代表し、趣旨説明を行います。

ごみ回収日には、各自治会のごみ収集場所は、大量の包装プラスチック、生ごみ、枝葉のくずなど山積みになります。ごみを持ち込んだ私たち住民の多くが、これを全部燃やして大丈夫なのかと思っています。今、異常気象などを前にして、このままでは次世代に持続可能な自然と社会は残せないとの思いが世界中に広がっています。その思いは日本、そして滋賀の若者の中にも広がっています。

昨年8月、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）は「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定しました。11月のCOP26（国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議）は、気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることで正式に合意しました。そのためには、2050年までに世界のCO₂の排出量を実質0にし、2030年までに約45%を削減（2010年度比）する必要があります。これが国連です。相当の国が50から60%台の削減目標を掲げています。日本も「2050年カーボンゼロ」を宣言し、低すぎると批判を浴びながら、2013年度比46%（2010年比42%）削減の目標を立てています。滋賀県の削減目標は同50%（39%）です。

彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画も、この問題を避けて通ることはできません。大型ごみの焼却炉が大量のCO₂を排出するからです。彦根愛知犬上広域行政組合は、ごみの15%削減の方針を示していますが、国や県の目標を達成するには、1市4町がごみの資源化、ごみの半減など抜本的なごみ減量化目標を立てて、市町の住民と企業に呼びかける必要があるのではないのでしょうか。

ごみの原料化、ごみの半減は、次のことをもたらします。

①住民や企業が、自らが毎日生み出すごみを見詰め直しCO₂削減に貢献する。

②新しいごみ処理施設の建設費を低く抑えて、逼迫する市町の予算を健全化する。新しいごみ処理施設の建設費は建物だけで200億円とされていますが、約半分の規模の近江八幡環境エネルギーセンターの建設費は60億円（2016年8月稼働）です。ごみ半減は不可能だとの声があります。しかし、彦根市の野瀬町のごみ焼却炉が故障した際に、彦根市の和田市長の呼びかけによりごみが5%減ったと言われております。この事実を見れば、恒常的なキャンペーンと必要な対策により、ごみ半減は可能だと思われ

これまで国は、大型ごみ処理施設で大量のごみを燃やし、プラスチック燃焼の熱でごみ発電をする方針を取ってきました。しかし、昨年6月には、プラスチック資源循環促進法が成立し、プラスチックの分別、回収の新しい方針が出てきました。全国には、ごみ0を目指し、実際にごみの8割を資源化している自治体もあります。この流れが主流になってこそ、持続可能な自然と社会を次世代に引き継ぐことができます。

以上の趣旨から、以下のことをお願いいたします。

請願事項。多賀町がごみの資源化を進め、2030年までにごみを半減するなど、抜本的なごみ減量計画を立てること。

以上が請願の趣旨でございますので、ひとつ議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 請願第4号については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにします。

○議長（松居亘君） 日程第33 「請願第5号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より請願趣旨の説明を求めます。

10番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 「請願第5号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願」について、趣旨説明をいたします。

加齢による難聴は、誰しも起こりうる現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなったり聞き誤りも増え、コミュニケーションが図りづらくなります。そのため、高齢者は会話の不満足による孤独感や疎外感、自分はいない方がよいといった被害感などを感じていると言われています。

その結果、外出を嫌がって家に閉じ籠もりがちとなったり、家族とも話したがらないといった傾向が現れ、心理的な影響とともに身体的な影響が現れてきています。

難聴は、自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりになりがちになり、フレイル、いわゆる壊れやすい高齢者、認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまいます。

人生100年時代の今日、高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながらる補聴器購入町補助制度の創出することを強く要望いたします。

地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

請願事項です。

1、高齢者の自立支援策として補聴器購入補助制度を創設すること。

2、国の制度として障害者総合支援法で購入補助制度はありますが、高齢者の場合、この制度を活用することが難しい状況です。身体障害者手帳の取得を要件としない、高

齢者の難聴に対し一部補助をする新たな制度創設を国に要望してください。

以上で趣旨説明を終わります。議員各位のご賛同を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 請願第5号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとします。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は明日9月7日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時40分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員